

歴まち計画の進行管理・評価及び計画の変更について

1 歴まち計画の進行管理・評価制度

認定市町村の増加

- ・ 歴まちづくり法認定都市の増加
- ・ 計画の質を担保しつつ、着実に推進していく仕組みが必要

計画認定都市 全国：95 都市
※令和6年3月時点

法律上の位置付け

- ・ 国は、認定市町村に対し、歴史的風致向上計画の実施状況に対し報告を求めることができる（法8条）
- ・ 国は、認定計画が認定基準に適合しなくなったと認められるときは、その認定を取り消すことができる。（法9条）

進行管理・評価制度（H23～）

- ① PDCA サイクルの導入により、計画を着実に推進
（＝庁舎内での共有、財政部局への説明にも活用）
- ② 協議会、有識者等の第三者の客観的な視点を取り入れることにより、計画の質を担保
（＝形骸化を防ぐ）
- ③ 計画の進捗状況を公開することにより、アカウンタビリティを確保
（＝市民へのPR効果）

2 歴まち計画の変更について

（認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更） < 歴まちづくり法 抜粋 >

第七条 第五条第八項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 第五条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定について準用する。

第五条第六項 要旨

市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、協議会の意見を聴かなければならない。

3 令和6年度スケジュール

年度	時期	進行管理・評価
R6年度	本日	第1回協議会 R6年度 実施事業について説明（諮問）
	毎年12月上旬	国から進行管理・評価等の実施通知
	1月	R6年度 進行管理・評価シート（案）作成
	2月	第2回協議会 R6年度 進行管理・評価及び計画変更の意見聴取（答申）
	年度末まで	計画変更の申請 → 国の認定 → （4月）市ホームページで公表
R7年度	5月末まで	国へR6年度進行管理・評価シート提出
	6月上旬	評価シートを市ホームページに掲載（公開）